

【規約作成例】

下記は、一般的な例を示したものです。各団体で規約策定にあたっては、規約例及び留意点を参考にしながら、実情に合ったものとする必要があります。

なお、規約には、次の8つの事項が必ず規定されなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規約（条文）例	留 意 点
〇〇自治会規約 第1章 総 則 （名称） 第1条 本会は、〇〇自治会と称する。 （目的） 第2条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること (2) 会員相互の連絡に関すること (3) 福利、厚生等に関すること (4) 防火、防災、防犯及び交通安全に関すること (5) 文化、体育、レクリエーション等に関すること (6) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関すること (7) その他、目的達成に必要なこと （区域） 第3条 本会の区域は、北上市〇町〇番〇号から×番〇号までの区域とする。（北上市〇町全域及び〇町の一部の区域とする。） （主たる事務所） 第4条 本会の主たる事務所は、北上市〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。	「規約」「会則」「規則」等でも差支えありません。 ※名称は、必要的記載事項です。 特に制限はありませんが、他の法令で名称の使用制限がないかご注意ください。 「〇〇自治会」「〇〇町内会」等の名称が一般的です。 ※目的は、必要的記載事項です。 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 この目的の範囲内において、団体は権利義務を有するので、活動内容をできる限り具体的に定めてください。 スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。 左記の例は、「目的」と「事業」を同じ条で規定していますが、別条で規定しても構いません。 ※区域は、必要的記載事項です。 区域は客観的に明らかなものとして定められる必要があります。 町、字、地番または住居表示による表示が望ましい。河川、道路による表示も可。 ※主たる事務所の所在地は、必要的記載事項です。 この所在地が、団体の住所となります。 特に制限はありませんが、代表者の住所や集会施設の所在地に置くのが一般的です。 「代表者の自宅に置く。」の規約でも可。

第2章 会 員

(会員及び賛助会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 本会は、正当な理由がない限り第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(入退会および資格喪失)

第6条 本会に入会しようとする者又は退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

- 2 会員が退会したとき、死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、及び第3条に定める区域外に住所を移したときは、会員の資格を喪失する。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 理事 〇名
- (4) 監事 〇名

(役員の選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及び理事は、相互に兼ねることはできない。

※構成員の資格に関する事項は、必要的記載事項です。

区域に住所を有する者は、誰でも会員になり得ること、及びその団体は、正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めてください。年齢・性別・国籍等による制限は認められません。

会員は、個人を基礎としますので、世帯を会員とすることはできません。

区域に住所を有する法人、組合等を賛助会員とすることは可能ですが、表決権等の団体の意思決定には関与できません。

加入及び脱退に係わる手続き事項を定めてください。

届出の書式は、入・退会しようとする者の意思が明確に確認できるもの。入・退会に際し、いかなる制約を課するような記載は認められません。

会費は重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。

ただし、前段の場合、金額の変更の度、規約変更の手続きが必要になります。

※「代表者に関する事項」は、必要的記載事項です。

代表者は、必ず1人置いてください。

第10条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。

監事は1人又は複数人置くことが適当です。

その他、法第260条の5～10の規定にご注意ください。

役員の選任は、総会において行うことが適当です。

監事は、会長、副会長及び理事と兼職することは、会務の執行を監査する役職上さける必要があります。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次の業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及び理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求、又は招集すること。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員は、議決する前に意見を述べることができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

役員の職務については、職務の内容を明らかにしてください。

法律上、団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により職務を行えなくなった場合に備え、副会長を置くことが望ましいです。

(ただし、副会長による会長の代行は、法律行為に及び得ないので、直ちに後任の会長を選出すべきです。)

役員の任期は、法律上、特に規定はありませんが、数か月と短いものでは事務執行の一貫性の確保の上で問題があり、他方、あまりに長期の任期は種々の弊害を生じます。

短くても1年、長くても4年程度とするのが適当です。

役員の解任手続きを定める場合には、「個別に総会議決を要するもの」と定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

第4章 組 織

(専門部)

第13条 本会に、次の専門部を置く。

- (1) ○○部
- (2) ○○部
- (3) ○○部

(班)

第14条 本会の運営を円滑に行うため班を置く。

2 各班では、会員の中から班長を選出する。

(連合組織)

第15条 本会は、広域的問題に対処するため、自治会連合会に参加することができる。役員の報酬は、別に定めるものとする。

第5章 総 会

(総会の種別)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権限)

第18条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 資産及び会費に関する事項
- (4) 役員の選任、解任に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

第19条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第10条第3項第4号の規定により監事から開催の請求若しくは同号の規定による召集があったとき。

※「会議に関する事項」は、必要的記載事項です。

通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めてください。

総会は、団体運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。ただし、規約の改正、解散決議など法律上総会の権限とされている事項、事業計画・事業報告・予算・決算など地縁による団体にとって重要な事項は、規約をもってしても他に委任できません。

総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。

年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第35条第2項のように規定しておくことが適当です。

「5分の1」の定数は、増減できますが、会員の総会招集を求める権利を奪うような定めはできません。

(総会の召集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席で成立する。

ただし、署名押印のある委任状又は表決書面を提出した会員は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会員は、平等に表決権を有する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事について表決権を有しない。

(総会の表決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規程にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数の一とする。

- (1) 前年度の事業報告と決算報告
- (2) 新年度の事業計画と予算案
- (3) ○○○

総会の招集は、法260条の15に基づき、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示し、規約に定めた方法で行わなければならない。

議長は、出席した会員の中から選出する必要があります。

「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可能です。

左記ただし書きは、別段の定めをおいても構いません。

法律上、議決に要する会員数の定めはありませんが、左記のように規定することが適切と考えられます。

議決数には、第24条の書面表決を行った会員及び委任により代理表決した会員数を含みます。

「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。

表決権は、会員1人1票が原則です。

未成年者の表決権の行使は、民法第5条により、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

法第260条の18第1項において、会員が各々有する表決権は平等であることが定められていますが、自治会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営を行っている団体が多いものと思われます。同条第3項の定めにより、**第2項の規定(特定事項について、世帯の表決権を1票とすること)**を設けることが可能となっています。しかし、同項各号に定める事項として、規約の変更、役員の選任、財産処分、会の解散の議決のような重要事項については認められないと解されます。

また、総会の定足数など他の条文との整合性を図ってください。

(総会の書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現任数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権限)

第27条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第21条、第22条に定めた定足数及び議決に要する会員数は、本条の定めにより、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員をこれに含める必要があります。

総会における表決権の行使は、会員自ら出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。

電磁的方法とは、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決などが考えられます。

会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するため、総会の議事録は、その都度作成する必要があります。

議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

署名押印については、

- ・署名のみ
 - ・記名、押印
 - ・記名のみ
- としても構いません。

監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。

オブザーバーとして出席は構いません。

団体の最高意思決定は総会ですが、執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。

別段の定めを置いても構いません。

（役員会の招集等）

第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び議事事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第30条 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

※「資産に関する事項」は、必要的記載事項です。

資産の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。資産の構成は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、左記記載が簡便です。

「財産目録」は、法第260条の4に基づき、認可を受ける時及び毎年（年度）始め3カ月以内に作成しなくてはなりません。

資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で第31条第1項第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において出席した会員の〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3カ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

団体の活動上、重要な固定資産の処分等については、総会の特別議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。

事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3カ月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のため、さらに通常総会の開催が必要となりますが、第18条のように通常総会を毎年一度1回しか開催しないと定めた場合は、総会前に予算が成立していないので、第2項のように定めて置くことが適当です。

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的に、4月1日から3月31日まで、1月1日から12月31日までとすることが多いようです。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、北上市長の認可を受けなければ変更することはできない。

「規約の変更」は、市長の認可を受けなければ、その効力が生じません。

議決の「4分の3」の定数は変更できませんが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは、慎重であるべきです。

規約変更は、総会の専権事項となっており、「役員会等がこれに代わり行う」という規定を設けても効力は生じません。

（解散）

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決により解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

（備付け帳簿及び書類）

第41条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第37条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

解散事由は次のとおりです。

- ① 破産手続開始の決定
 - ② 認可の取消し
 - ③ 会員の欠亡
 - ④ 総会員の4分の3以上の同意による議決
- ①から③までの事由により団体は当然に解散することとなります。
- ④については、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

法第260条の31第1項に基づき、解散した団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等に寄付したり、帰属権利者とするのは、地縁による団体の目的からして適当ではありません。地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体等に帰属させることが適当と考えられます。

総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決が望ましいと考えられます。

規約施行上の細則等定めることについては、会長又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。

諸々の規定（総会の議事運営規定、弔慰金・見舞金・旅費・役員報酬等）が考えられます。

第1項は、認可年月日から施行する場合が多いと考えられます。「北上市長の認可の日から施行する。」でも差支えありません。

第2項、3項は、年度途中に設立認可の場合、必要です。

規約の変更は、市長の認可を要します。その際の例は「改正後、規約は北上市長の認可を受けた日から施行する。」となります。